

### 9-3 全社的な取り組み体制を整備する。

#### 《基本的な心構え・姿勢》

経営トップは、社内の各種情報を迅速かつ適確に入手し経営判断に活用すべく、必要な人材を任命・配置して組織を構築する。また、その社内体制が有効に機能して実効を挙げるよう、自ら指導し確認する。

#### 《具体的アクション・プランの例》

- (1) 代表取締役クラスの役員を企業倫理の担当役員に任命する。
- (2) 企業倫理委員会を設置し運営する。
  - ① 企業倫理委員会は定期的を開催する。
  - ② 年に1回以上、取締役会および監査役会（委員会等設置会社は監査委員会）に活動内容を報告する。取締役会および監査役会は、企業倫理プログラムが有効に機能しているかをチェックする。
- (3) 企業倫理推進担当部署を設置し、その権限を明確にし、企業倫理委員会の事務局とする。
- (4) 企業の社会的責任（CSR）についても、担当の役員や部署を設け、部門横断的に取り組む。